

民法改正を踏まえた「デビットカード取引規定」改正のお知らせ

1. 概要

今般、平成29年(2017年)5月に成立した「民法の一部を改正する法律」が令和2年(2020年)4月1日から施行されます。

民法には契約等に関する最も基本的なルールが定められており、この部分は「債権法」と呼ばれております。

この「債権法」については、明治29年(1896年)に制定されてから約120年間にわたり実質的な見直しがほとんど行われていませんでしたが、今回、「①社会経済の変化への対応を図るために実質的にルールを変更する改正」と「②現在の裁判や取引の実務で通用している基本的なルールを法律の条文上も明確にし、読み取りやすくする改正」が行われております。

改正債権法では、約款(定型約款)^{*}に関する規定が新設され、定型約款の変更に関するルールが新設されます。

※「約款(定型約款)」とは

- ①ある特定の者が不特定多数の者を相手方とする取引で、
- ②内容の全部又は一部が画一的であることが当事者双方にとって合理的なものを「定型取引」とした上、この定型取引において、
- ③契約の内容とすることを目的として、その特定の者により準備された条項の総体。

つきましては、以下のとおりデビットカード取引規定を改正いたします。

2. 改正日(適用開始日)

令和2年4月1日

3. 主な改正内容

デビットカード取引規定の以下の条項を改正します。

○「デビットカード取引契約」条項の一部追加(下線部を追加・変更します)

3. (デビットカード取引契約)

- (1) 前条第1項により暗証番号の入力がされたときに、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を貯金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下、「デビットカード取引契約」といいます。)が成立するものとします。
- (2) 前項によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。
 - ① 当組合に対する売買取引債務相当額の貯金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された貯金による売買取引債務の弁済の委託。なお、貯金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。
 - ② 加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定の者(以下、「譲受人」といいます。)に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当組合は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。
- (3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。

○「規定の改定」条項の一部変更（下線部を追加・変更します）

4. (規定の改定)

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項に、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める規定改正日以降、最初にこのカードを利用した日をもって承諾したものとみなし、その日以降の取引から適用するものとします。なお、新规定の適用開始日についても別の定めをした場合は、その定めによるものとします。

以上